

南海トラフ地震対策

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

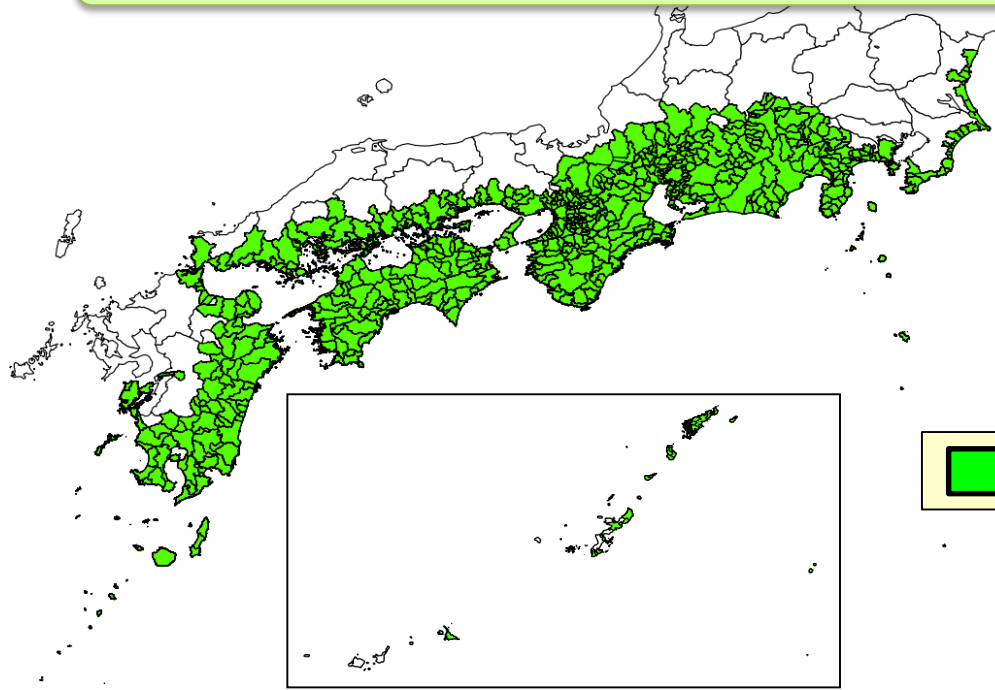
津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

南海トラフ地震防災対策推進地域



指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

 推進地域の指定地域

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

 特別強化地域の指定地域

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(概要)

中央防災会議決定
平成26年3月

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

1. 各般にわたる甚大な被害への対応
2. 津波からの人命の確保
3. 超広域にわたる被害への対応
4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
5. 時間差発生等への対応
6. 外力レベルに応じた対策
7. 戦略的な取組の強化
8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約33万2千人	から	概ね8割以上減少
	想定される建築物の全壊棟数	約250万棟	から	概ね5割以上減少

1. 地震対策
①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
2. 津波対策
①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
3. 総合的な防災体制
①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供
⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
5. 被災地内外における混乱の防止
①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
6. 多様な発生様相への対応
7. 様々な地域的課題への対応
①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応
⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

1. 迅速な被害情報の把握
2. 津波からの緊急避難への対応
3. 原子力事業所等への対応
4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
5. 津波火災対策
6. 膨大な傷病者等への医療活動
7. 物資の絶対的な不足への対応
8. 膨大な避難者等への対応
9. 国内外への適切な情報提供
10. 施設・設備等の二次災害対策
11. ライフライン・インフラの復旧対策
12. 広域応援体制の確立

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める〕
2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
(1) 津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
(2) 円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりきめ措置等を定める〕
(3) 迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
4. 防災訓練に関する事項
〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

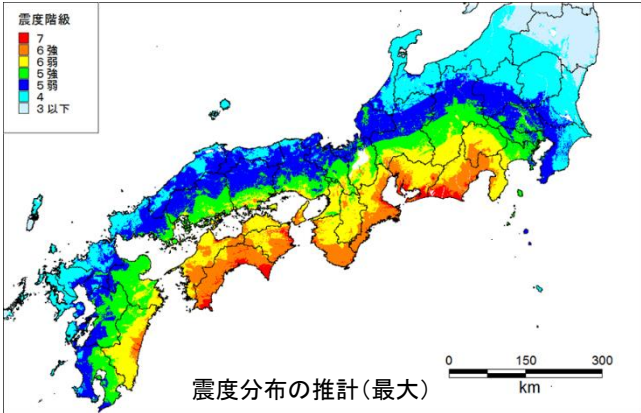
推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
・一般旅客運送事業者(鉄道事業者等)
・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
等〕
2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
3. 防災訓練に関する事項
4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

南海トラフの巨大地震による津波高等・被害想定 と 防災対策による軽減効果（人的・建物被害）

◆ 津波高・浸水域、震度分布

- 津波高の平均値
- ・津波高が5m以上と想定される市町村数 : 124市町村
 - ・津波高が10m以上と想定される市町村数 : 21市町村
- 浸水域の推計結果
- ・1千ヘクタール以上2千ヘクタール未満 : 17市町村
 - ・2千ヘクタール以上3千ヘクタール未満 : 5市町村
 - ・3千ヘクタール以上 : 2市町村
- 震度分布の推計結果
- ・震度6弱が想定される地域 : 21府県292市町村
 - ・震度6強が想定される地域 : 21府県239市町村
 - ・震度7が想定される地域 : 10県151市町村
- 注)市町村数には、政令市の区を含む



◆ 防災対策を実施することによる効果(例)

(現状)	防災対策	(対策後)
人的被害※1		
建物被害 約82,000人	・耐震化率100% ・家具転倒・落下防止対策実施100%	建物被害 約15,000人
津波被害 約230,000人	・全員が発災後すぐ避難開始 ・既存の津波避難ビル有効活用 等	津波被害 約46,000人
急傾斜地崩壊 約600人	・急傾斜地崩壊危険箇所の 対策整備率 100%	急傾斜地崩壊 0人
火 災 約10,000人	・感震ブレーカー設置率100% ・初期消火成功率の向上 等	火 災 約300人
ブロック塀等 約30人	・転倒防止及び落下物対策 実施率100%	ブロック塀等 0人
合 計 約323,000人		合 計 約61,000人
※1:地震動(陸側)、津波ケース(ケース①)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合		
建物被害※2		
揺れによる全壊棟数 約627,000棟 (現状の耐震化率79%)	・耐震化率100%	揺れによる全壊棟数 約118,000棟
※2:地震動は基本ケース		

◆ 被害が最大となるケースの被害

マグニチュード	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害(全壊棟数)
9.0(9.1)※3	1,015km2※4	約163万人※4	約323,000人※5	約2,386,000棟※6

※3:()内は津波のMw、※4:堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水区域、
※5:地震動(陸側)、津波ケース(ケース①)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合の被害、※6:地震動(陸側)、津波ケース(ケース⑤)、時間帯(冬・夕方)、風速(8m/s)の場合の被害

南海トラフの巨大地震による被害想定 と 防災対策による軽減効果（経済被害）

◆ 被害想定結果(ライフライン等)

○ライフライン被害(被災直後)

・電 力: 停電軒数	約2,410万軒	～	約2,710万軒
・通 信: 不通回線数	約810万回線	～	約930万回線
・上水道: 断水人口	約2,570万人	～	約3,440万人
・下水道: 支障人口	約2,860万人	～	約3,210万人
・ガ ス: 供給停止戸数	約55万戸	～	約180万戸

○交通施設被害(被災直後)

・道 路: 道路施設被害	約30,000箇所	～	約41,000箇所
・鉄 道: 鉄道施設被害	約13,000箇所	～	約19,000箇所
・港 湾: 係留施設被害	約3,000箇所	～	約5,000箇所

○生活支障等

・避 難 者: (1週間後)	約440万人	～	約950万人
・帰宅困難者(中京、京阪神):(当日中)	約320万人	～	約380万人
・物資: 食料不足(3日分)	約1,400万食	～	約3,200万食
飲料水不足(3日分)	約1,400万リットル	～	約4,800万リットル

○その他の物的被害

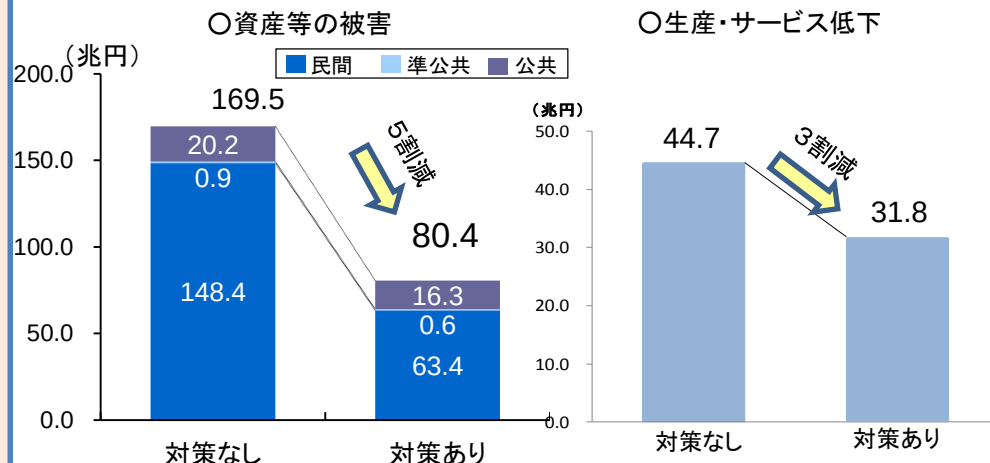
・災害廃棄物等:	約11,000万トン	～	約31,000万トン
----------	------------	---	------------

◆ 被害額

○被害額

	地震動 (基本ケース)	地震動 (陸側ケース)
・資産等への被害(被災地) 合計	97.6兆円	169.5兆円
民間部門	83.4兆円	148.4兆円
準公共(電気・ガス・通信、鉄道)	0.6兆円	0.9兆円
公共部門	13.6兆円	20.2兆円
・経済活動への影響(全国)		
生産・サービス低下に起因するもの	30.2兆円	44.7兆円
交通寸断に起因するもの(道路・鉄道)	4.9兆円	6.1兆円
交通寸断に起因するもの(港湾)	10.8兆円	16.9兆円

◆ 耐震化、火災対策等を推進することによる効果



※ 地震動は陸側ケース

【試算の仮定】

○資産等の被害

- ・建物の耐震化率 100%
- ・急傾斜地崩壊危険箇所の対策整備率 100%
- ・電熱器具等からの出火を防止する感震ブレーカー等の設置率 100%
- ・家庭用消火器等の消火資機材保有率の向上等による初期消火成功率の向上

○生産サービス低下

- ・上記の対策
- ・労働力低下(人的被害)の軽減
 - ・津波からの早期避難(全員が発災後すぐに避難を開始)
 - ・家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%
 - ・ブロック塀の転倒防止等実施率 100%